

**ヨリアヒシヨ 寄合所** 大聖寺藩では、前田利治・利明時代に、御用所のことを寄合所というた。御家老を御用人とも寄合人とも稱したからである。それが御用所となつたのは利直の時からである。

**ヨリアヒヒトモチ 寄合人持** 藩政の時、人持組の一種で寄合人持といふものがあつた。單に寄合組ともいひ、平士よりは稍上列である。その數藩末に於いて十六家を算し、食祿二千石から四百五十石に及び、常に無役のものであつた。その二千石なるは仙石氏であるから、寄合人持を仙石某並といふこともあつた。人持組に寄合人持のあるのは、平士に組外があるに類して居た。

**ヨリオヤヅキヨリキ 寄親付與力** ↓ヨリキ 與力。

**ヨリカネ 頼兼** 鳳至郡大谷の百姓。前田利家入國の際周旋した爲、天正十年高二十俵を扶持せられ、次いで十村に任せられた。二代頼兼の時元和二年扶持高を十五俵に減せられ、三代頼兼は明暦元年から十村を除かれた。

**ヨリキ 與力** (一)與力の變遷—與力とは戰國に於いて新參の士を大身譜代の備頭に組合はせてその采配に従はしめるものをいうた。天正十三年二月村井長頼が越中連沼燒働の際、前田利長の興へたる感狀に『其方與力吉川平七・江見藤十郎』とあり、十七年中西新八が召出され、射手與力として石野讚岐に附けられた如きは是である。後世與力は御昵近以下の士分の階級となり、寄親附・諸組附・御加領本組・本組・明組・遠所附に分かれた。

(二)寄親附—初は武功等により屬せしめられた配下の人數を與力といふことは前述の通りである。故にその備頭たる寄親死して子息の幼少なるか又は任に堪へざる時は他家へ附けられ、従うて代々寄親の定まつたこともなく、與力知といふこともなかつたが、後に自分知の内を以て與力を祿せんことを願ひ、又は藩侯から命ぜられ、又は御加増知を與へられた内で與力知を以て知行を受けるものは寄親の與力知である。併し寄親の與力知は全部與力に支給せられることがなく、その半額以上を明知として藩に上り知とした。寄親附與力は、自分仕又は内仕と稱して寄親の家に使役するものもあつたが、その多數は藩の事務を執り、諸役所の留書又は城中の勤番に當つた。但し戰時に於いては寄親の指揮に屬し、平時でも年頭の際寄親に鳥目を上り、吉凶に際して寄親の爲に周旋する等のことはあつた。寄親附與力の知行は下免であり、寄親は上免で受けるから、その差額は寄親の所得となり、與力の知行所附は寄親が隨意に自己の知行所の中から定めた。

(三)諸組附—大組附・御持方附・定番附・御留守附の四種があつた。その初寄親附から加へられ、或は明組から命ぜられ、或は新規に召出されるものもあつた。

(四)御加領本組—天和二年十一月九日御馬廻頭に親翰を以て、御家中小身の諸士で兄弟の多い者は、遺知の内四五十石を配分したならば、五六十石を引足して與力に召出されるであらうとのことであり、同年十二月廿四日大島淺右衛門・多田六之丞・多田權七・青木又太郎・河地沖右衛門が遺知五十石の配分を受け、五十石引足都合百石に召抱へられたを起源とする。加領與力は本組の一種に屬した。

(五)本組—貞享四年三月十九日御細工奉行明組與力俣野六兵衛が、御加増五十石を下され、役儀御免の上本組與力を命ぜられたを初とする。その後は總與力勤功に依つて命ぜられ、又は年寄女中の養子となつて召出されるものが之に任せられた。

(六)明組—古く無組附と稱したといふ。然れば正保元年俣野六兵衛(前條に見える六兵衛先代)が無組附與力となつたを初とする。元祿中に至つては明組が顯然として見える。與力にして寄親の死し、又は自身二代と成つて、未だ何れも付屬せざるときは明組となる。或は組附・遠所附にして過失により、或は組附であつた者が病氣により明組となるもあり、その後年寄女中五十年の勤功満了して養子の與力に召出されるものをこれに屬せしめられた。

(七)遠所附—境附・魚津附・今石動附・別宮附の四品がある。境附は慶安二年東方權左衛門・齋田甚七二人が引越を命ぜられたに起り、萬治二年川口與右衛門が命ぜられてから三人となつた。魚津附は元祿十年四月永原治兵衛政張が初めて在任を命ぜられ、與力五人を預けられ、十一年から十四年までに石黒伊左衛門・高島儀兵衛・金岩治左衛門・荒尾又太夫・前波太次郎が命ぜられたに起る。今石動附は寛永十四年柏木三郎左衛門・松島四郎左衛門・下田次郎左衛門、承應元年深町彌左衛門、萬治二年錦木十左衛門が命ぜられたに起り、後世でも五人であつた。別宮附は、寛永十七年前田刑部和勝を別宮關所奉行とし、西澤傳兵衛・後藤勘左衛門・沖津三太夫が與力として召出

されたに初り、後世も亦三人であつた。

(八)自分仕—往古は人持の士にも自分仕與力があつたといふ。後寛永二十年前田對馬孝貞、承應二年奥村伊豫榮清、明暦二年村井藤十郎親長、寛文十一年に長長松(後大隅守尙連)に各數人を召仕ふことを許され、以來この四家に限つて存する。

**ヨリアキチ 與力明知** ↓ヨリキ 與力 (一、寄親附)。

**ヨリキイジヨウ 與力以上** 諸士及び諸士に準ずる待遇を受けるもの、即ち士列以上を言ふのであるが、この場合では士分でも御歩を除いた階級をいふ。

**ヨリキサイキヨ 與力裁許** 萬治二年横山外記氏從・篠原織部長經之を勤め、延寶二年正月には永原左京孝政・篠原長經之に任じ、事により若年寄奥村伊豫榮尙・横山志摩正房の連判すべき命あり。天和中富田治部左衛門重持・不破彦三爲貞、元祿中には不破爲貞・伊藤平右衛門重澄之に任じ、この時重大事件の上裁許は奥村兵部惠輝・前田與十郎孝行・前田備前貞親に命ぜられた。後世員數三人で、寺社奉行の兼帯になつた。

**ヨリキマチ 與力町** 金澤小立野に在る町名。初め石川郡田井村の地内であつた。寛文七年三月二十日、與力等の今年より三年の内小立野並びに泉兩所に引越すべき命あつたが、その小立野といふものは是で、泉は後の石坂與力町である。

**ヨリシンボ 寄新保** 石川郡山島郷に屬する部落。

**ヨリスケ 自助** 加賀の刀工。賀州金澤住藤原自助と切る。元祿頃。